

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により
納税が困難な者への対応等について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により納税が困難な者への対応等については、これまでも適切な対応をお願いしてきたところですが、本年 1 月 7 日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が再び発令されたところ です。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）附則第 59 条の規定による徴収猶予の特例（以下「徴収猶予の特例」という。）については、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する地方税が対象となっていますが、感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者等に対しては、下記に留意の上、引き続き、柔軟かつ適切な対応をお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 共通事項

(1) 納税者等への対応の基本姿勢

納税者等から納付相談を受けた場合には、納税者等の置かれた状況や心情に十分配慮してわかりやすく丁寧な説明を行うとともに、柔軟かつ適切な対応をお願いします。

なお、感染症の拡大防止の観点から、納税者等が来庁せずに手続が行えるよう、納税者等との応対に当たっては電話やオンラインを活用するとともに、申請書等の提出に当たっては郵送等を推奨するほか、納税者等がやむを得ず来庁する場合は感染防止策を徹底するようお願いします。

(2) 資料の提出等に関する柔軟な運用

納税者等に対し申請書、財産目録等の記載や資料の提出を求める必要がありますが、感染症の影響で納税者等が書類を準備することができない場

合は、各地方団体で保有する資料を積極的に活用するほか、当該資料による確認もできない場合であっても、聞き取りにより確認・補記をするなど、柔軟に対応するようお願いいたします。

2 徴収猶予の特例の対象となり得る納税者等への対応

(1) 期限後申請の宥恕規定の運用

徴収猶予の特例については、令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象であり、徴収猶予の特例の申請期限は納期限となっていますが、感染症の影響により、申請をすることができないことにつきやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、法附則第59条第1項の規定に基づき、納期限後にされた徴収猶予の特例申請の受付が可能であることに十分留意し、柔軟に対応するようお願いいたします。

(2) 徴収猶予の特例に係る eLTAX を経由した申請

上記(1)に係る納期限後の申請については、令和3年2月2日以降であっても eLTAX によるオンライン申請も可能であることに留意されるようお願いいたします。

3 徴収猶予の特例の猶予期間が終了する納税者等への対応

(1) 納税者等に対する周知・説明

徴収猶予の特例の猶予期間が到来する納税者等に対しては、その猶予期間が終了することを確実に周知するようお願いいたします。

その際、感染症の影響により、引き続き納税が困難な者に対しては、実情を的確に把握した上で、さらなる徴収の猶予又は換価の猶予の対象となり得ること等について積極的に説明するなど丁寧な対応をお願いいたします。

(2) 申請・審査の手続の留意事項

感染症の影響により、納税が困難な納税者等に関し、徴収の猶予又は換価の猶予の申請・審査の手続を行う際には、以下の点に留意するようお願いいたします。

ア 担保の徴取

地方団体の長は、徴収の猶予等をする場合には、原則として担保を徴取しなければならないとされていますが、法第16条第1項ただし書の規定により、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として条例で定める場合は、担保徴取を不要とすることができるとされています。納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、柔軟かつ適切に対応するようお願いいたします。

イ 延滞金の免除

徴収の猶予等及び滞納処分の停止を適用した場合、法第 15 条の 9 の規定による延滞金の全額又は一部免除について、適切に対応するようお願いいたします。特に法第 15 条の 9 第 2 項の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合には全額免除も可能とされている点に留意ください。

なお、徴収の猶予等に係る延滞金については、令和 2 年度税制改正によって、徴収の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金の割合は、徴収の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年 7.3%未滿の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とすることとし、また、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用することとしていることから、納税者等への周知をお願いします。

（注）上記の「猶予特例基準割合」とは、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 0.5%（改正前：年 1%）の割合を加算した割合をいう。

ウ 差押えの解除

徴収の猶予をした場合において、猶予に係る地方税について、既に差し押さえた財産があるときは、法第 15 条の 2 の 3 の規定により、申請に基づき差押えを解除することができるかとされています。

また、財産を差し押さえている滞納者について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、法第 15 条の 5 の 3 及び法第 15 条の 6 の 3 の規定により、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができるかとされています。納税者等の個別具体的な実情を十分に把握した上で、柔軟かつ適切に対応するようお願いいたします。

エ つなぎ資金

徴収の猶予等における納付困難な額の算出に際し、事業継続及び生活の維持のための当面必要な資金（以下「つなぎ資金」という。）については、地方団体において、猶予の始期の前日からおおむね 1 か月以内の期間（以下「計算期間」という。）におけるつなぎ資金を計算して運用をしている例もありますが、感染症の影響は多方面に及ぶため、計算期間後において事業の継続・生活の維持のために将来必要な資金を手当てする等の必要があると認められるときは、その所要資金をつなぎ資金に加算するなど、柔軟に取り扱われるようお願いいたします。

オ 手続の柔軟な対応

徴収猶予の特例においては、税務署等に提出した猶予申請書の写しや税務署等から通知を受けた猶予許可通知書の写しを添付することにより、

申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行うこととしていましたが、感染症の影響に鑑み、徴収の猶予等に係る申請や審査の手続についても、同様の趣旨から、柔軟な対応を行うようお願いします。

4 新たに徴収の猶予等の対象となり得る納税者等への対応

令和3年2月2日以後に納期限が到来する地方税について、感染症の影響により納税が困難な者については、上記3に準じ、柔軟かつ適切な対応を行うようお願いします。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担 当：金谷係長、沼田事務官

電 話：03-5253-5658

地方税法（抄）

（徴収猶予の要件等）

第十五条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。

5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第十五条の二 徴収の猶予（前条第一項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 及び 3 略

4 第一項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5～12 略

（徴収猶予の効果）

第十五条の二の三 略

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差し押えを解除することができる。

3～4 略

（職権による換価の猶予の要件等）

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 略

（職権による換価の猶予の効果等）

第十五条の五の三 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 略

（申請による換価の猶予の要件等）

第十五条の六 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 及び 3 略

（申請による換価の猶予の効果等）

第十五条の六の三 地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするお

それがあつる財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

2 略

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～5 略

(納税の猶予の場合の延滞金の免除)

第十五条の九 災害等による徴収の猶予若しくは第十五条の七第一項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は事業の廃止等による徴収の猶予（徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。）若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額のうち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若しくは執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又は当該事業の廃止等による徴収の猶予若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第十五条の三第一項（第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納税者又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）につき、猶予した期間（当該地方税を当該期間内に納付し、又は納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると地方団体の長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がなくなつた日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除

をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3 第二十条の九の三第五項ただし書の規定により徴収を猶予した場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金につき、その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

4 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前三項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

（担保の徴取）

第十六条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債

二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三 土地

四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押さえた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若

しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二の三第二項、第十五条の五の三第一項若しくは第十五条の六の三第一項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。附則第六十二条第一項及び附則第六十三条第一項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。）がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第一号において同じ。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間（第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税（政令で定めるものを除く。）に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二（第一項から第三項までを除く。）、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準

用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

- 4 第一項の規定による徴収の猶予は、第十五条第三項に規定する徴収の猶予とみなして、第十五条の五第一項、第十五条の六第一項及び第二項、第十六条の二第一項、第十八条の二第四項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。
- 5 第一項の規定による徴収の猶予をした場合における第十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。
- 6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。